

広島市告示第109号  
令和4年3月4日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名 称 フタバ図書 TSUTAYA GIGA宇品店
  - (2) 所在地 広島市南区宇品西三丁目1327番48ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
株式会社フタバ図書  
代表取締役 横山 淳  
広島市西区観音本町二丁目5番20号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者  
株式会社フタバ図書  
代表取締役 横山 淳  
広島市西区観音本町二丁目5番20号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和4年11月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,530平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
47台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
44台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
22平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
6.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - ア 開店時刻：午前6時
    - イ 閉店時刻：午後12時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前5時30分から午後0時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
荷さばき施設1 午前6時から午後10時まで  
荷さばき施設2 午前5時から午後12時まで

8 届出年月日

令和4年3月1日

9 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市南区皆実町一丁目5番44号  
広島市南区役所市民部区政調整課

10 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和4年3月4日から同年7月4日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

11 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

12 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 令和4年7月4日
- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課